

○安中市広告掲載取扱要綱

平成28年12月26日

安中市告示第133号

安中市広告掲載取扱要綱（平成19年安中市告示第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この告示は、安中市の資産を広告媒体として活用し、広告を掲載することに関し必要な事項を定めることにより、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 広告媒体 次に掲げる市の資産であって、広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙

イ 市のホームページ

ウ ア及びイに掲げるもののほか、適切な広告媒体として市長が認めるもの

（2） 広告掲載 広告媒体に広告を掲載することをいう。

（3） 広告主 広告掲載を希望する者をいう。

（4） 広告取扱事業者 次に掲げる広告掲載に必要な市の事業を行う者をいう。

ア 広告主の募集

イ 広告掲載の申込みの手続の仲介

ウ 広告の作成等

（令7告示113・一部改正）

（広告全般に関する基本的な考え方）

第3条 市の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告の内容及び表現（以下「広告内容」という。）は、それにふさわしい信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

（広告の範囲）

第4条 広告内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を行わない。

（1） 法令等に違反し、又は違反するおそれがあるもの

（2） 市の公共物等の公共性及び品位を損なうおそれがあるもの

（3） 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人宣伝に係るもの

- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (5) 広告掲載を行うことが不適切なものとして次に掲げるもの
- ア 投機的な商品の広告
 - イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業の広告
 - ウ 出資者又は出資金の募集広告
 - エ 債権の回収に係る業務の広告
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業の広告
 - カ 興信所業の広告
 - キ 法律に定めのない医業類似行為に係る業務の広告
 - ク 国、地方公共団体その他の公共機関が広告主若しくはその商品、サービス等を推奨し、保証し、又は指定しているかのような表現がある広告
 - ケ 内容の一部若しくは全部に次に掲げるものを含み、又は表現がこれらを容易に連想させる広告
 - (ア) 暴力及び犯罪を肯定し、若しくは助長するもの又はそのおそれのあるもの
 - (イ) 威迫し、又は脅迫しているような表現のあるもの
 - (ウ) 水着姿、裸体姿等のわいせつ性若しくは性的羞恥を連想させ、又は想起させるもの
 - (エ) 残酷な描写又は生命若しくは人格を軽んじるような表現のあるもの
 - (オ) 著しく射幸心をあおるもの
 - (カ) その他不快感を催す表現のあるもの
- (6) その他広告掲載を行うことが不適切なものとして市長が認めた広告
- 2 前項各号に該当しない広告内容であっても、その広告主が市税を滞納している場合は、広告掲載を行わない。
- 3 前2項に規定するもののほか、第1項第5号アからキまでの規定に該当する事業を営む者その他広告主とすることが適当でないと市長が認めた者に係る広告掲載は、行わない。
(市のホームページに関する基準)
- 第5条 市のホームページへ広告掲載を行う場合の広告内容は、市のホームページに掲載する広告のみでなく、当該広告を介して広告主が管理するウェブページの内容及び表現を閲覧することができる場合は、当該ウェブページの内容及び表現についても第3条及び前条第1項の規定を適用する。

(広告取扱事業者の申込み等)

第6条 広告取扱事業者として事業を行おうとする者は、あらかじめ市と広告掲載の業務の委託に係る契約を締結しなければならない。

2 前項の契約を締結することができる広告取扱事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 委託契約の締結時点において、入札参加資格者名簿に登録されている事業者又は登録が予定されている者で、広告代理の登録をし、又は登録を予定されているものであること。
- (2) 一般競争入札に参加することができる者であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 本市又は他の地方公共団体における一般競争入札等の参加を制限されていない者であること。
- (5) 法令及びこの告示に違反していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の規定による更正手続開始の決定がなされていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定による再生手続開始の決定がなされていない者であること。
- (8) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でない者又は暴力団員等である者が所属していない団体であること。
- (9) 暴力団員等の利益となる活動を行う者又は団体でないこと。
- (10) 前各号に掲げる要件を契約時においても全て満たすことができる者であること。
- (11) その他市長が広告取扱事業者として適当でないと認める者でないこと。

(広告取扱事業者の選定等)

第7条 前条第1項に規定する契約に係る広告取扱事業者の選定は、第15条第1項の委員会が行うものとする。この場合において、市は、広告取扱事業者が法令等に違反し、又は違反するおそれがないことをあらかじめ確認するものとする。

2 市は、前項の選定をする場合において、必要があると認めるときは、広告掲載に関し必要な条件を付することができる。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、広告取扱事業者が行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載の申込みは、広告取扱事業者が広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 掲載する広告の原稿
- (2) 広告主である法人の概要（広告主が法人である場合に限る。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（令7告示113・一部改正）

(広告掲載の可否決定)

第10条 市長は、第15条第1項の委員会の審査に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載可否決定通知書（様式第2号）により、広告取扱事業者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告取扱事業者は、広告掲載を行う場合は、市長に広告掲載料を納付しなければならない。

- 2 広告掲載料は、前条の規定による決定後、市長の指定する期日までに一括で納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 3 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告取扱事業者の責によらない理由により広告掲載を行うことができない場合は、この限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第12条 市長は、市の行政運営上支障があるとき、広告取扱事業者が市長の指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったときその他広告掲載に係る契約又はこの告示に違反したときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告取扱事業者の責任)

第13条 広告内容に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとする。

(広告掲載物取扱基準)

第14条 市長は、広告掲載の位置、規格、掲載期間及び広告掲載料等の広告掲載に関し必要な事項に係る基準を定めるものとする。

- 2 市長は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理するものとする。
- 3 市長は、第1項の基準を定めるときは、次条第1項の委員会の審査を受けなければならない。

(広告審査委員会)

第15条 広告掲載に関し、次に掲げる事項の協議を行うため、安中市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 広告媒体として活用することが可能な市の資産の検討に関すること。
- (2) 前条第1項の基準の審査に関すること。
- (3) 広告取扱事業者の選定に関すること。
- (4) 広告掲載の可否の審査に関すること。
- (5) その他広告掲載に関すること。

2 委員会に委員長及び委員を置き、次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長	企画政策部長
委員	総務部長
	秘書課長
	政策・デジタル推進課長
	資産活用課長
	行政課長

3 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員長は、広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に広告掲載に関する者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 委員会の庶務は、企画政策部資産活用課において処理する。

（令3告示61・令3告示123・令5告示63・一部改正）

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第61号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日告示第114号）

（施行期日）

- この告示は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 前項の場合において、この告示により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（令和3年11月1日告示第123号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第63号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月5日告示第113号）

(施行期日)

- この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式により作成されている用紙があるときは、この告示の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

様式第1号(第9条関係)

広告掲載申込書

年　月　日

安中市長 様

広告取扱事業者 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

FAX番号

代表者職氏名

担当者職氏名

安中市広告掲載取扱要綱第9条の規定により、次のとおり申し込みます。

掲載期間 年 月から 年 月まで 月間

広告媒体 広報紙 () 枠
ホームページ () 枠
その他 () 枠

広告の原稿

広告主である法人の概要(広告主が法人である場合に限る。)

その他

(調査に係る同意)

- ・安中市広告掲載取扱要綱に定める広報媒体への広告掲載の申込みをするに当たり、安中市が市税等の滞納がないこと及び暴力団員等でない者又は暴力団員等である者が所属していない団体であることの調査を行うことに同意します。

様式第2号(第10条関係)

広告掲載可否決定通知書

年 月 日

様

安中市長

印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 決定区分 掲載する

掲載しない
(理由)

2 掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

3 広告掲載料 円

4 納入期限 年 月 日

5 その他の

様式第1号（第9条関係）

（令7告示113・全改）

様式第2号（第10条関係）